

# 返戻金制度に関する事項

当社は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又一部を返戻する制度）を設けています。

入職した求職者が、本人の自己都合により退職又は本人の重大な過失の責により解雇された場合には、求人者は当社に次の通り本業務の報酬の返還を求めることができます。

- ① 入職後 1か月以内の退職等：本業務の報酬の 50～100%
- ② 入職後 2か月以内の退職等：本業務の報酬の 30～50%
- ③ 入職後 3か月以内の退職等：本業務の報酬の 10～50%
- ④ 入職後 6か月以内の退職等：本業務の報酬の 5～10%

※なお、紹介する職種によって異なり、求人者の皆様と当社の契約において、上記と異なる取り決めをする場合がございます

札幌市中央区北 1 条西 5 丁目 2 番地 興銀ビル 9F  
株式会社メディウェル  
代表取締役社長 坪井隆幸  
(許可番号 01-ユ-010052)